

施設機械設備点検・整備業務共通仕様書

目次

第1章 総則

第1-1条	適用	1
第1-2条	用語の定義	1
第1-3条	受発注者の責務	3
第1-4条	業務の着手	3
第1-5条	設計図書の貸与・支給及び点検	3
第1-6条	監督職員	3
第1-7条	管理技術者	4
第1-8条	技術員等	4
第1-9条	提出書類	5
第1-10条	打合せ等	5
第1-11条	業務計画書	6
第1-12条	貸与品等	6
第1-13条	建設副産物	7
第1-14条	関係官公庁への手続等	7
第1-15条	地元関係者との交渉等	7
第1-16条	土地への立入り等	7
第1-17条	成果物の提出	8
第1-18条	関係法令及び条例の遵守	8
第1-19条	業務の実施	8
第1-20条	業務の実施時間	9
第1-21条	休日又は夜間における作業	9
第1-22条	臨機の措置	9
第1-23条	監督職員による確認及び立会い	10
第1-24条	完了検査	10
第1-25条	修補	11
第1-26条	条件変更等	11
第1-27条	契約変更	11
第1-28条	履行機関の変更	11
第1-29条	業務の一時停止	12
第1-30条	発注者の賠償責任	12
第1-31条	受注者の賠償責任	12
第1-32条	再委託	13
第1-33条	成果物の使用等	13
第1-34条	守秘義務	13
第1-35条	安全等の確保	13
第1-36条	現場発生材	14
第1-37条	行政情報流出防止対策の強化	14
第1-38条	暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置	16
第1-39条	保険加入の義務	16

第2章 施設機械設備点検・整備

第2-1条	目的	17
第2-2条	適用	17
第2-3条	一般事項	17
第2-4条	業務内容	17
第2-5条	業務計画	17
第2-6条	月点検（管理運転点検・目視点検）	17
第2-7条	年点検	18

第2-8条	臨時点検	18
第2-9条	点検作業（共通）	19
第2-10条	点検作業（水門設備）	19
第2-11条	点検作業（用排水ポンプ設備）	21
第2-12条	点検作業（除塵設備）	23
第2-13条	整備作業	24
第2-14条	報告等	24
第2-15条	点検・整備記録簿	24
第2-16条	計測器具等	25